平成14年2月26日判決言渡 東京簡易裁判所 平成13年(ハ)15196号 貸金請求事件

文

原告の請求を棄却する。

訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1

被告は原告に対し、金12万3278円及びこれに対する平成12年6月27日から支払済みまで年36パーセントの割合による金員を支払え。

請求の原因及び原告の主張

別紙「請求の原因」及び「平成14年1月18日付け準備書面」記載のとお 1)

第3 被告の答弁及び主張 別紙答弁書記載のとおり

第4 当裁判所の判断

1 請求原因事実については、各弁済額についての利息制限法による制限超過利息の元本充当方法の点を除き、当事者間に争いはない。 2 当事者間に争いのない貸付及び弁済の経過は次のとおりである。 (1)被告は平成8年11月20日(2回目)の約定弁済を怠り、その6日後で

- ある同月26日に約定額を弁済した。その後、被告は平成10年9月18日までの22回にわたり約定額ないしそれを上回る額の弁済を続け、その間、約定の期限を 1週間前後徒過したことが数回ある。
- (2) 被告は、平成10年9月18日、約定弁済額を大幅に上回る5万9998 円を弁済するとともに同日金30万円の追加貸付を受けたが、同11年1月20日 (追加貸付後4回目)の約定弁済を怠り、その7日後である同月27日に約定額を 弁済した。その後、被告は平成12年6月26日までの18回にわたり約定額ない しそれを前後する額の弁済を続け、その間、約定の期限を1週間前後徒過したこと が数回ある。その後、平成13年12月7日に至って本件訴訟が提起された。
- (3) 訴状添付の利息計算表によれば, (1)の期限徒過後の22回(1年10箇月及び(2)の期限徒過後の18回(1年6箇月間)の各弁済については, いずれも 期限の利益喪失を前提に利息制限法所定の制限遅延損害金利率年36パーセントで 充当計算されている。
- 以上の貸付及び弁済の経過によれば、原告は当初貸付の債務につき期限の利 益喪失となった後も22回にわたって約定額の弁済を受領し続け,しかもその債務 が完済となる前に追加貸付を行っている。すなわち、平成10年9月18日の追加 貸付は、約定弁済額を大幅に上回る5万9998円の弁済と同一日に行われてお り、それまでの弁済経過に照らせばこの弁済は追加貸付金30万円によって行われたものと推認するのが相当である。そうすると、原告は当初の債務の期限の利益喪失後も未返済のままの状態で追加貸付を行ったことになる。

さらに、追加貸付後も4回目の約定弁済を怠り、その後も約定の期限を1週 間前後徒過したり、約定額に1000円ないし2500円不足する弁済があるなど の期限の利益喪失事由があったにもかかわらず、平成12年6月26日までの18 回にわたり被告の弁済を受領し続け、少なくとも被告代理人から平成12年7月1 8日付け債務整理開始通知を受けるまでは、期限の利益喪失を前提とした一括請求 をした事実は認められない。

以上の経過を踏まえると、原告は、期限の利益喪失事由がありながら被告か ら従前どおりの約定弁済を受領しつつ元本の継続利用を認め、更に追加貸付まで行 っているのであるから、少なくともこの追加貸付の時点において、本件の弁済経過 における程

度の弁済の遅れないし弁済額の不足については遅滞による責任を事実上免責したも のと推認するのが相当である。したがって、原告の主張のような、元本利用期間の大半である前後3年4箇月間にわたって、期限の利益喪失を前提とした遅延損害金 利率で充当計算することは信義則に照らして許されないと解すべきである。

さらに、期限の利益喪失事由がありながら一括請求せず異議なく弁済を受領 し続けた場合に、元本利用期間の大半である3年4箇月間にわたって期限の利益喪 失を前提とした遅延損害金利率で充当計算することは、実質的にみれば利息制限法 の脱法的行為の疑いもあり、これを認めることは利息制限法の強行法規としての性 格に照らし相当でない。

よって、各弁済ごとの充当計算は、期限の利益を喪失していないものとして利息制限法所定の利息の制限利率年18パーセントで充当計算されるべきである。年18パーセントの利率で充当計算すると、平成12年6月26日の弁済により、本件債務は完済され金7000円余りの過払い金が生じていることが明らかである。

5 以上のとおりであるから、原告の請求は理由がない。よって、主文のとおり判決する。

東京簡易裁判所

裁判官藤岡謙

三

別紙

簡求の原因

- 1, ①原告は、被告に対し平成 8年10月11日金200,000円を下記にて貸渡した。
 - ②原告は、被告に対し平成10年 9月18日金300.000円を下記にて賃渡した。

書記

- 1、支払い方法① 平成 8年10月19日を第一回目とし、利息及び元金 10.000円以上を合わせて毎月20日限り原告営業 へ持参して支払う
 - へ持参して支払う。 ② 平成10年10月20日を第一回目とし、利息及び元金 12.500円以上を合わせて毎月20日限り原告営業 へ持参して支払う。
- 2、利 息 (①、②、) 年利率36.5パーセント
- 3、遅延損害金(①、②、) 年利率40.004パーセント
- 4、期限の利益の喪失 毎月の支払いを「同でも怠ったときは、当然に期限の利益を
- 2. ① 被告は、平成 8年11月20日期限の第2回目の支払いを怠った。 ② 被告は、平成11年 1月20日期限の第4回目の支払いを怠った。
- 3. その後の被告の返済額と返済期日及び元利金への利息制限法の規定に従っ 充当は別紙の表記載のとおりであり 金123、278円の元金が未払い なっている。
- 4. よって原告は、被告に対して残元金123、278円及びこれに対する平 12年 6月27日から支払済みに至まで年36パーセントの割合による遅 損害金の支払いを合わせて求める。

N 59

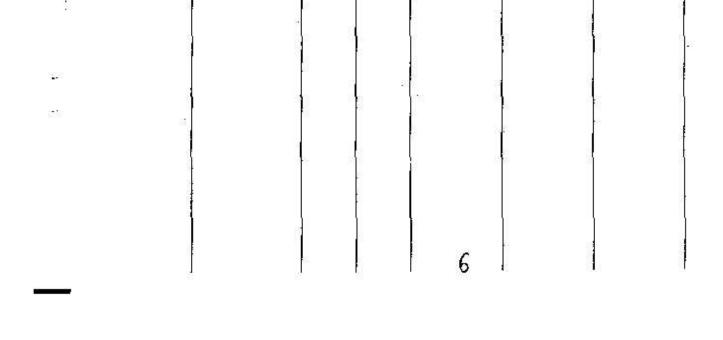
利息計算表

	年 月 日	入 金 日	日数	利率	期間利息	元金入金	残一元金	7
	96 10 11	貸付額	nime i.			¥ .64. \$	200000	
	, HJ 10 18	5000	7	##	690	4310	195690	
	11 _20	0	33	18%	-3184	0	195690	iğ İ
•	11 26	10000	6	36%	1158	5658	190032	MA
÷	12 19	10000	23		4310	<u>5690</u>	184342	475200
	<u>97 1 22</u>	10000	<u> 34</u>		6181	3819	<u> 180523</u>	
2.5	2 25	10000	_34		6053	3947	<u> 17657</u> 6	
	3 26	10000	<u>_29</u>		5050	4950	171626	8
	1_18	10000	23		3893	6107	165519	
	<u> </u>	1.0000	34		55 <u>50</u>	4450	161069	ij
	6_17	10000	26		4130	5870	155199	.0
	<u>718</u>	10000	<u>31</u>		4745	5255	149944	
	<u>8 18</u>	10000	31		4584	5416	144528	
	9 18	10000	31		4418	5582	138946	
	10 17	10000	<u>29</u> .		3974	6026	132920	86 85
	11 27	10 <u>000</u>	41		5375	4625	128295	
	12 24	10000	<u>27</u>		3416	6584	<u>_12171</u> 1	
	98 1 29	10000	36		4321	5679	116032	
	2 16	10000	18		<u> 2059</u>	7941	108091	
	3_16	10000	<u>28</u>		29 <u>85</u>	7015	101076	
	4 16	10000	31		<u>3090</u>	6910	94166	
	5 20	10000	34		3,15,7	6843	87323	
	_ 6 16	10000	27		2325	7675	79648	
	7 21		35		2749	7251	72397	
	8 19	30000	29		2070	27930	44467	
	<u>9_18</u>	<u>59998</u>	30		1315	<u>58683</u>	<u>-14216</u>	
	9 18	倒 300000			New or in the seed	n-a-a-a-a	_285784	
	10_19	13000	31		4368	8632	277152	
	11 18	12000	30		4100	7900	269252	
	12 18	13000	<u>30</u>		3983	9017	<u>260235</u>	
	99 1 20	0	33	18%	-4235	Q	260235	
2	' 1 27	13000	7	36%	1796	6969	253266	
	2 17	13000	21		5245	7755	245511	ži.
	3 18	13000			7022	5978	239533	

13	1019	13000	31		4368	8632	277152	
	11 18	12000	30		4100	7900	269252	
	12 18	<u> 13000</u>	<u>30</u>		3983	9017	260235	
	99 1 20	0	33	18%	-4235	<u>Q</u>	260235	
33		13000	7	36%	1796	6969	253266	開放
	2 17	13000	21		5245	7755	<u>245511</u>	225
Ü	3_18	13000	29		7022	5978	<u>239533</u>	
543	4_20	<u>13000</u>	33	ļ	7796	5204	234329	
	5_19	13000	29		6702	<u>6298</u>	228031	
.	I			<u> </u>	۱	199 - 15 - 15 - 16	Lague wen S	

利息計算表

年 月	图	大 金 日	日数	利率	期間利息	元金入金	残 元金	不
99 6	17	10000	29		6522	3478	224553	61
-7.	16	12000	29		6422	5578	218975	.co
8_	<u>24</u>	15000	39		8423	6 <u>577</u>	212398	
9	<u>21</u>	<u>1500</u> 0	28		5865	9135	203263	
11	2	<u>1500</u> 0	<u>42</u>	g a	8420	6580	196683	i i
12	_1	15000	29		<u> 5625</u>	<u>9375</u>	187308	64
12	20	<u>15000</u>	_ 19	t ·	3510	11490	175818	6]
001_	24	10000	. 35	B	6069	3931	171887	
2.	28	12000	35		5933	6067	165820	
3	<u>22</u>	15000	23		3761	11239	154581	
4	24	<u>15000</u>	33		<u>5031</u>	9969	144612	88
5_	26	15000	32		4564	10436	_134176	E;
6	<u>26</u>	15 <u>000</u>	31	11 -	4102	10898	123278	
,								
-) o	61 (8 62 78				HALLIAN TO THE PARTY OF THE PAR	
				0 0 8			ei	SE
	3	4						
			83 35					



進 備 書 面

平成14年 1月18日

- 一、 被告提出1月22日答弁書(被告の主張)について
 - ① 被告の主張は根拠の無いものであり、弁済期が遅れれば当然に損害金に
 - ② 平成2年1月22日に最高裁第二小法廷が下した判決がある。

賃金業の規制等に関する法律 4 3 条 1 項にいう『債務者が利息として任意 った。』及び同 3 項にいう『債務者が賠償として任意に支払った』とは、 が利息の契約に基づく利息、または賠償額の予定に基づく賠償金の支払い される事を認識したうえ、自己の自由な意思によって支払った事をいい、 に於いてその支払った金額の額が利息制限法 1 条 1 項に定める利息または の予定の網限額を選えている事、あるいは当該超過部分の契約が無効であ を要しない。と判示している。

又、最高裁の流沢孝臣調査官がジュリエストにて『本判決は、債務者の 有無という次元でこれを捉えている。要するに借主が約定に従った利息ま 償金の支払いであることを分かっていれば充分であるという理解である。 解説している。そして本作は43条主張でなく利息制限法にて提起してい

そして東京簡裁の判例にも約定の支払期日に弁済を怠れば、当然期限の 失うことになり、その後原告が期限の利益の復活を認めた事のない本件に は、原告の請求は理由がある。と判示している。(甲第3号証の1)

又平成10年の東京簡載の判例にも本件のように支払期日が再三遅れた につき、原告が、単に事後の分割金を受領した事実のみをもって、原告に 失うことになり、その後原告が期限の利益の復活を認めた事のない本件には、原告の請求は理由がある。と判示している。(甲第3号証の1)

又平成10年の東京簡載の判例にも本件のように支払期日が再三遅れた につき、原告が、単に事後の分割金を受領した事実のみをもって、原告に

期限の利益の喪失を宥恕したとみることはできず、また、当事者間に黙示 期限猶予の合意が成立したと認めるべき事情はない。と判示している。

(甲第3号証の2)

次に、被告は原告の会社に来店して本件の契約を確認の上で金員を借り のである。だからこそ原告提出の甲第1号証にあるとおり「私は、上記金 領しました。つきましては下記契約の契約事項を承認し誠実に履行します。 書の写しを受領しました。」と署名しているのである。

しかるに、被告代理人に平成12年7月18日に原告に介入通知を出し (甲第4号証) それに対し原告は全取引経過を開示した。(甲第5号証) しかし被告代理人は本件答弁書のとおりを主張して7476円の主張ばか 一切和解に応じようとしなかった。(甲第6号証)

このように被告代理人は法律を都合のよい解釈にて原告に多大な不利益 ており、原告はこれ以上の不利益を被らない為に本件に至ったのであり、 理人は職権乱用である。

よって原告は訴状記載のとおり被告に対して支払を求める。

答 弁 書

平成14年1月22日

- 第1 請求の趣旨に対する答弁
 - 1 原告の請求を棄却する
 - 2 訴訟費用は原告の負担とする。 との判決を求める。
- 第2 請求の原因に対する答弁
- 1、第1項及び第2項は認める。
- 2、第3項について。

その後の被告の返済額、返済期日は原告主張のとおり認めるが、利息制限法よる制限超過利息の元本充当関係は別紙のとおりであり、最終取引日である平12年6月26日現在の元本残高は7,476円の過払いである。

3、第4項は争う。

その後の被告の返済額、返済期日は原告主張のとおり認めるが、利息制限法よる制限超過利息の元本充当関係は別紙のとおりであり、最終取引日である平 12年6月26日現在の元本残高は7,476円の過払いである。

3、第4項は争う。

第3 被告の主張

- 1、原告は、被告の月賦金の返済日が僅か数日間遅れたことから、期限の利益を 失したとして、それ以後は年36%の割合による損害金で計算している。
- 2、しかし、原告は遅延日以降も異議なく分割返済を受領して来たのであるから期限を猶予したものである(奈良地裁平成 2 年 11 月 20 日判決)。また、期間喪失約款があるのに、原告はなんらの留保もなく毎月の支払金を受領していたであるから、原告はすでに発生した遅滞の効果を免責したものと推認すべきであるい。あるいは被告との間でそのような黙示の合意が成立したものである(学宮簡判H 7.1..27)。

俊 務 整 理 表

佳 推 者	* *				35	担当者	
佳	所					有 話	
使装装	名				保証人名		
		20.58679B	96 XX	計 算	杏	46	月 口現在
第 入 年月日	逐 游 年月日	日本	丹数 丸	借入元金又 は残元金 人	支払った元 利合計 B	利益制設法 の利息 Axixa≃C	展 元 全 A+G=B+G (一は表出金)
8.10.11				200000			
	8.10.18		\overline{I}		5,000	690	195,690
	11.26		39		10,000	3762	189452
	.12.19		13			2/48	18/600
	9. (22		34			3043	174643
(1) (3) (8) (9) (1)	کد در		34			2927	167570
1 × 5	3 26		29	2.0		2.395	159965
	4 18		23			1813	151,778
	.5.22	320000	34			2544	144322
	.6.17	1	26		,	1849	136171
	7.18		3			2081	128252
(D) 5	元本10万未被	Ī	<u>د</u>	事制观躬月利 1.(67分 日步5线·	1屋8毛 i=┘	100 100
Ø :	元本10万以,	<u> 100%</u>	ī未錢	* 1896 * 1.	5分 - 4銭	9風3毛 i =-	0.049 <u>3</u> 100
* o	元本 100万 1	o F		v 1596 # 1	25分 * 4銭		0.0411 100

_ ;		7.18 3	1				<u></u>	208	1 112825
42	Q	元本10万未満	年末	120%	月利	11.67分	日歩	5銭4屋8毛	$i = \frac{0.0548}{100}$
Ì	2	元本10万以上 100万未跨		1896	Þ	1.53	*	4銭9瓦3毛	i = <u>0.0493</u>
考	(3)	元本 100万以上	¥	15%	*	1.25 分	*	4銭1届1毛	$i = \frac{0.0411}{100}$

使推荐	5 名				8t	担当者	
Œ	断				79 101	雅 எ	
假装	省名				保証人名		
	_8			計 第	書	年	月 白頸石
婚 入 年月日	逐 英 年月日	日本	自動	群入元金又 比赛元金 A	支払った元 利合計 B	料息制度法の利息 A×i×p=C	無 元 金 A+C-B=((-は選払会
	9.8.18		3)		(0,000	(960	120212
	9.18		31		1	1837	112049
<u> </u>	.[0,17		29	ļ.		1601	103920
<u> </u>	11.25	<u> </u>	41			5095	95945
<u> </u>	12.24		29			1294	87019
	(0. .29		36			1744	78563
	2-16		18			697	69260
• •	311		28	-		956	602-6b
	4.1	,	31			920	2/139
	5.2		34			857	41993
	.6.1		27			558	3255
0	元本10万未			手利20%月利 1.f	57分 日步5钱	4至8毛 i = -	0.0548 100
② :	元本10万以	上100万	未清	* 1896 * 1.	5分 * 4銭	9厘3毛 /	<u>0.0493</u> 100

		1.676 2		20-31-00-31					558	32551
遊	0	元本10万未満	年	120,96	月和			5銭4座B		444
	②	元本10万以上 100万未满	•	18%	•	1.5分	×	4銭9厘3	毛(一	0.0493 100
考	3	元本 100万以上		1596		1.25 /)	•	4銭1座1	Æ i=.	0.0411 100

债 務 整 理 表

挺当省 折 住 紅 琴 债 務 省 名 **彝 証 人 名** 算 杏 計 # A B現在 利息制限社 の利息 A×1×n=C 兵元金 人+C-B⇒G (-出海払金) 偿入元金又 比联元金 支払った元 利合計 日数 23112 35 561 (0000 10.72 29 30,000 330 8.19 59998 -66555 9.18 30 0. 300006 233444 10918 3,567 13000 3 224011 10 19 3313 12-000 215324 30 <u>81. [[.</u> 13000 205508 3/84 30 P.18. 196560 13000 4052 40 11.127 185594 2034 21 1.17 29 175247 3 18 2851 165098 33 4 20 年刊20%月刊1.67.分 日步5號4至8毛 i=0.0548 100 ② 元本10万未酱 键 4銭9原3毛 i= 0.0498 100 ② 元本10万以上100万未简 * 18% * 1.5分 $1 = \frac{0.0411}{100}$ ③ 元本100万以上 * 15% * 1.25分 * 4銭1厘1毛

	<u>.</u>	420 33	3				1	285	51 111	5098
键	Ф	元本10万未酱	年和	120%	月和	11.67,53	日歩	5銭4至8毛	$i = \frac{0.0548}{100}$	1
ii.	②	元本10万以上100万未简		18%	*	1.5分	٠	4载9篇3毛	$i = \frac{0.0497}{100}$	2
考	(3)	元本 100万以上		15%	۲	1.25 分	×	4銭1厘1毛	i = <u>0.041</u> ;	1

供 推 章	5 名				E	担当者	
住	斯		00 0000	S20007 (007 (0	89	東 話	M.
做答	音名 【				保証人名		1-
		· ·		計 第	表	年	月 自現在
佐 入年月日	延 済 年月日	6 4	日数	帶入元金又 12 赛元金 人	交払った元 利合計 B	利息制設法 の利息 AXIXD=C	及 元 会 A+C~B≠((-出遺仏会
	11.5.19		2.9		13000	2360	154458
	.6.17	j	29		(0000	2708	146666
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	.7.16		29		12000	2096	136962
ر دیر در	8.11		39.		12000	2629	124391
	.9.2		28		. 11 .	-(919	111108
	.11.2		1/2-	194 	4	2300	98408
D 8	12-1		29		1,	304)	84814
8 3	12.20	₹	19	-	_'{_{1}}	1794-	10608
	12. [24		35		10000	1218	6/826
	<i>ور</i> در	(180 a)	35		12000	lobb	50892
	.3.2		23		12000	577	36469
(D)	元本10万米	1	1	手利20%月利 1.6	i7分 日歩5銭	[夏8亳 i =-	0. <u>5548</u> 100
9000 0		\$					

	3 <u>3</u> 9	324 23	,	•	15	000	57	7 364	ь9 <u>.</u>
備	(D)	元本10万未満	年利20	%月¥	11.67 分	日歩5銭4	€8毛	i = <u>0.5548</u>	
	②	元本10万以上100万未数	* 16	196 #	1.5分	* 458 9	国3毛	i = <u>0.0463</u> 100	
*	9	元本 100万以上	* 10	% ,	1.25 /)	* 4銭]	區1毛	$j = \frac{0.0411}{100}$	

债 務 發 璵 表

债 権 者 名 组当省 历 \$ 3 住 保証人名 21 算 老 日野在 借入完会又 は技元金 人 利息制限让 の利息 A×i×n-C 技 元 金 人+C-B+G (-は海払金) D 数 B 22062 33 15,000 17:4.24 7410 -947 b 348 32 521 3 4 . 6.26 7. 日步5钱4厘8毛 年利20岁月利 1.67 分 ① 元本10万未満 4鶴9萬3毛 ② 元本10万以上100万朱鹤 * 18% * 1.5分

1.25分

③ 元本 100万以上

											131
備	0	元本10万未結	年和	12098,	月新	1.67 分	日歩	5銭4座8₹	i =	0,0548 100	_
	2	元本10万以上100万朱鹤	,	18%	*	1.5分	٠	4銭9酉3	Ę, i,=	0.0493 100	
*	3	无本 100万以上		15%	•	1.25 分	*	4銭]厦]	Ęię	0.0411 100	86